

電子マニフェストの普及状況と普及促進の取組み

電子マニフェストセンター

1 電子マニフェスト普及状況

JW センターでは、電子マニフェストの普及をさらに加速させるために、種々の普及方策を展開しております。電子マニフェストの加入者数は年々増加し、2022年3月末では約30万社を超えました。また、登録件数も毎年増加を続けており、2022年3月末では、3,584万件を超え、電子化率（普及率）は、71.7%となりました（表1）。

表1 電子マニフェストの加入者と年間登録件数

年度	加入者数	加入者数の内訳			登録件数	電子化率 [※]
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
2018年度	220,010	191,583	19,581	8,846	28,964,671	57.9%
2019年度	240,099	209,923	21,063	9,113	31,304,330	62.6%
2020年度	271,587	239,435	22,738	9,414	32,555,470	65.1%
2021年度	304,128	270,091	24,384	9,653	35,845,687	71.7%
2022年度 (見通し)	317,530	282,780	25,000	9,750	38,000,000	76.0%

※紙マニフェストと電子マニフェストの総数を5,000万件として電子化率を算出

2 電子マニフェストの普及促進の取組み

令和3年12月に、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月19日閣議決定）に掲げられた電子マニフェスト普及目標（令和4年度において普及率70%）を前倒しで達成し、令和4年1月以降も登録件数は順調に伸びています。令和4年度も環境省が策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ（平成30年10月）」を踏まえ、引き続き、普及の促進並びにシステムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、電子マニフェスト情報の有効活用に向けた取組みを積極的に展開します。

電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、引き続き、国、地方公共団体、関係業界団体等と連携して、以下の事業を実施します。

(1) 重点普及対象への普及活動

- ①電子マニフェスト導入によるメリットが大きい多量排出事業者への普及促進を図ります。
- ②産業廃棄物の排出量が多い種類（汚泥、がれき類）において、電子マニフェストの利用割合が比較的小な下水道業（汚泥）、建設業（がれき類）の普及促進を図るため、関係業界団体等と連携し、説明会の機会を設けるなど加入の働きかけを強化します。

- ③国、地方公共団体等が発注する公共事業での電子マニフェストの利用を促進するため、公共事業の所管府省、都道府県等の廃棄物担当部局、入札・契約の担当部局等に対し、公共事業における電子マニフェストの利用の促進を要請します。

(2) 電子マニフェスト導入説明会

国、地方公共団体、関係業界団体等と連携し、電子マニフェスト導入説明会（導入実務説明会、操作体験セミナー）を、Web 会議システム等を活用して開催します。

(3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくため、ホームページを通じて電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の周知を図ります。

3 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理及びシステム更新

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持します。

また、電子マニフェストシステムの機器更新（令和3年5月予定）を行い、処理能力の向上や機能強化等、多様化するニーズに対応するとともに、一層の安全・安定運用を確立します。

4 電子マニフェスト情報の有効活用等の検討

電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、循環型社会の形成に向けて役立つよう幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト情報の有効活用積極的に取り組みます。産廃統計・各種届出等へのデータ活用や電子マニフェスト BI ツールを用いた情報提供の高度化に向け、データ精度の向上や付加価値の高い情報提供の手法等について検討します。

HP より
(2020 年度に電子マニフェストで把握された関東ブロックにおける処理委託量)
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/data/area.html#02>

